

# 木古内町ホームページ再構築業務 仕様書

令和8年4月  
北海道 木古内町

## 目 次

---

第1章 総 則	3
第1条 業務名	3
第2条 業務の目的	3
第3条 履行期間	3
第4条 業務の場所	3
第5条 提案上限額	3
第6条 業務要件	3
第2章 業務の基本方針	4
第3章 業務の範囲	4
第4章 対象サイト及び移行範囲	5
第10条 対象サイト	5
第11条 移行対象ページ数	5
第5章 構築に関する要件	5
第12条 サイト設計	5
第13条 デザイン制作	6
第14条 アクセシビリティ対応	6
第15条 コンテンツ移行	7
第16条 稼働テスト	7
第6章 CMSに関する要件	7
第7章 生成AI連動型チャットボットに関する要件	9
第8章 運用・保守に関する要件	10
第9章 セキュリティ要件	11
第10章 提出書類・成果物	12
第11章 職員研修	12
第12章 スケジュール	13
第13章 その他	13
別紙1 CMS機能要件一覧	14

# 第1章 総則

---

## 第1条（業務名）

木古内町ホームページ再構築業務

## 第2条（業務の目的）

木古内町（以下「本町」という。）では平成29年度のリニューアル以降、現ホームページにおいて町政情報を発信してきたが、高度化・多様化する閲覧者のニーズやアクセシビリティへの対応が求められており、ホームページの管理運営が困難な状況となっている。

そこで、ホームページの全面リニューアルを目的とし、新たなCMSを導入し、すべての利用者にとって見やすく、効率的に必要な情報にたどり着ける構成・デザインに刷新するとともに、新たな検索ツール及び生成AIを活用したチャットボットの導入やコンテンツの充実を図り、情報をわかりやすく伝えられるサイトの構築を目指す。

併せて、人工知能（AI）を活用した生成AI連動型チャットボット（以下「AIチャットボット」という。）を町ホームページ上に設置し、訪問者の自然言語による質問に対して最適なページへ誘導するとともに、AIによる内容の要約及び継続的な対話を可能とし、町民が求める情報へ迅速かつ容易に到達できる環境を提供することで、行政サービスの向上を図るものとする。

## 第3条（履行期間）

- ホームページ再構築業務：契約締結日（令和8年5月27日予定）から令和9年2月26日まで
- ホームページ運用保守業務：本リリース日（令和9年3月1日予定）から令和9年3月31日まで

## 第4条（業務の場所）

木古内町役場（〒049-0422 北海道上磯郡木古内町字本町 218 番地）その他発注者が指定する場所。

※問い合わせ対応等については特に場所を定めないこととするが、本契約に定める内容や関係法令・規定等を遵守できる場所とすること。

## 第5条（提案上限額）

木古内町ホームページ再構築業務委託料 11,000,000 円（税込み）

※再構築業務及び運用保守業務の合算金額。

## 第6条（業務要件）

- (1) 本業務は、準委任契約に基づく業務として本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたって発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受注者は、業務の進捗について、発注者に対して定期的に報告すること。

- (5) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (6) 以下に係る費用は委託料に含めることとする。
  - ◆ ホームページ再構築に係る経費（設計、構築、設定、調整、試験等を含む）
  - ◆ CMS 及び AI チャットボットシステムのシステム利用料（ライセンス料及び保守料等を含む）
  - ◆ 操作及び運用の研修（1 回）に要する経費
  - ◆ 操作及び運用手順マニュアルの作成に要する経費
  - ◆ 上記のほか、本仕様にて定義している要件を実現するために要する経費
- (7) 知的財産権の取扱いは、当該システムに関連する特許権、著作権、商標権及びその他の知的財産権は受注者が有するものとする。ただし、発注者が本業務の実施にあたり新たに作成したコンテンツの著作権は発注者に帰属するものとする。
- (8) 本業務の受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的かつ有効に行ううえで必要な場合には、本町と協議のうえ、あらかじめ承認を受けて業務の一部を委託することができる。

## 第 2 章 業務の基本方針

---

利用者が見やすく、職員が使いやすいホームページを実現するために、下記の基本方針に基づいて本業務を実施すること。

- (9) 本町の魅力・特色（松前藩唯一の北海道側の藩領、北海道新幹線木古内駅、道の駅みそぎの郷きこない等）を町内外へ効果的に発信できるホームページであること。
- (10) デザイン、レイアウト、カテゴリ分けに配慮し、利用者が必要とする情報に辿り着きやすく、より多くの情報を効率的に提供できるホームページであること。目的とするコンテンツに原則 3 クリック以内（最大 5 クリック以内）でたどり着く階層構造とすること。
- (11) 職員によるコンテンツの作成・更新の容易性を高め、同時に JIS X 8341-3:2016 に配慮し、ページ全体がレベル AA に準拠したホームページコンテンツを作成できる CMS を導入すること。
- (12) 高齢者・障がい者・外国人を含め、誰もが利用できるホームページであること。
- (13) 専門知識を持たない職員であっても簡単に情報を掲載でき、統一されたデザインで更新ができること。
- (14) 生成 AI を活用したチャットボットを実装し、町民が求める情報へ迅速かつ容易に到達できる環境を提供すること。
- (15) 災害発生などの緊急時でも迅速かつ継続的に情報を提供できること。緊急情報の即時表示及び災害用レイアウトへの即時切替が可能であること。
- (16) 更なるデジタル化の進展を見据え、将来的な拡張性を確保し、レイアウト調整や機能の追加など、柔軟性の高いホームページであること。
- (17) ふるさと納税・移住定住等の重要施策に関するキーワードで主要検索エンジンに上位表示されるよう、SEO 対策（各ページのメタタグ設定、XML サイトマップの自動生成、構造化データの実装等）を施すこと。
- (18) 個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守すること。

## 第 3 章 業務の範囲

---

本業務の主な内容は下記のとおりとする。

- (19) CMS・システム・サーバー環境の導入・構築・設定
- (20) ホームページの構造・運用設計及びデザイン制作（トップページ・各ページのデザイン案を複数パターン提示）
- (21) コンテンツの企画立案・構築
- (22) アクセシビリティへの対応（JIS X 8341-3:2016 レベル AA 準拠）
- (23) 現行ホームページからリニューアルホームページへのコンテンツ・データ移行

- (24) 生成 AI 連動型チャットボットの構築・設定及び RAG システムの構築
- (25) 各種マニュアル・ガイドラインなどのドキュメント類の提供
- (26) CMS 及び AI チャットボット操作研修の実施
- (27) 運用・保守の支援
- (28) その他、本仕様書に定める事項及び発注者と協議のうえ必要と判断した事項

## 第 4 章 対象サイト及び移行範囲

---

### 第 10 条 (対象サイト)

本業務の対象サイトは、木古内町ホームページ（現行 URL : <http://www.town.kikonai.hokkaido.jp/>）配下のページとする。現在運用中のドメインは継続利用を原則とするが、URL 構成の変更が必要な場合は適切なリダイレクト設定を行うこと。

### 第 11 条 (移行対象ページ数)

移行対象ページ数は 700 ページ程度を想定する。ただし、リニューアルに伴いページの整理・統合を行うため、実際の移行ページ数は発注者と協議のうえ確定する。

## 第 5 章 構築に関する要件

---

### 第 12 条 (サイト設計)

ホームページの設計方針は以下のとおりとする。現行ホームページの課題や改善点を分析・整理し、リニューアルの目的・基本方針を勘案し、ユーザビリティに配慮したサイト設計を行うこと。

- (29) 目的とするコンテンツに、原則 3 クリック以内、最大でも 5 クリックまでにたどり着く階層構造とすること。
- (30) 利用者の使いやすさを優先し、カテゴリからコンテンツの内容が想像できるカテゴリ分類となるよう設計を行うこと。
- (31) レスポンシブ Web デザインとし、パソコン・スマートフォン・タブレット端末など異なるデバイスに対して表示内容が最適な状態に変化すること。スマートフォンを中心としたモバイル端末で見やすく操作しやすいレイアウトとすること。
- (32) 緊急性・必要性が高い情報を目立つところに配置できるようにすること。緊急情報についてはトップページに表示・非表示が設定でき、災害時に画像等を除いたコンテンツ容量の軽い災害用トップページを表示できるようにすること。
- (33) 利用者にとって見やすく、わかりやすいイベントカレンダー機能を構築すること。
- (34) サイト内を検索できるキーワード検索機能（生成 AI 検索含む）を付けること。
- (35) 各ページのメタタグ（title タグ・meta description）を CMS で個別に設定・編集できること。XML サイトマップを自動生成して Search Console へ送信できる仕組みを備えること。また、本リリース後に Google Analytics 及び Search Console を設定し、管理者権限を発注者に引き渡すこと。
- (36) 外部からの問い合わせに対応できるお問い合わせフォーム機能を付けること。あわせて、補助金申請・移住相談予約・粗大ごみ収集申込み等の主な窓口業務について、ホームページからオンラインで申請・申込みができるフォームを実装できること。申請受付後は申請者へ自動で受付完了メールを送信できる仕組みを備えること。
- (37) バナーやバナー広告をトップページに表示できるようにすること。
- (38) 各ページには、タイトル情報、グローバルナビゲーション、ローカルナビゲーション、パンくずリスト、各課の連絡先、更新日などを配置できること。

### 第 13 条 (デザイン制作)

現行ホームページの課題や改善点を分析・整理し、リニューアルの目的を勘案したうえで、最適と考えるデザインを提案すること。また、構築時に目次ページ・詳細ページのデザイン案を複数パターン作成すること。

- (39) ホームページの全体構成、掲載項目の整理、利用者のアクセシビリティ・ユーザビリティを考慮すること。
- (40) ホームページとして標準化・統一化されたデザインとすること。
- (41) 本町の地域特性（松前藩との歴史的繋がり、みそぎ浜等の自然景観、北海道新幹線の玄関口）を反映した「木古内らしさ」が伝わるデザインとすること。また、本町が希望するレイアウトのデザインにも対応すること。
- (42) レイアウト、アイコン等の配置・配色の工夫により、掲載されている情報が一目でわかるデザインとすること。
- (43) スマートフォン・PC 両対応のレイアウトを提案し、デザイン案は複数パターンを提示すること。

## 第 14 条（アクセシビリティ対応）

- (44) ホームページ全体が JIS X 8341-3:2016（適合レベル AA）に準拠したホームページコンテンツを作成すること。
- (45) アクセシビリティの評価は総務省より配布されたアクセシビリティの評価ツール（miChecker）を用いた試験を行い、試験結果を公開すること。
- (46) 文字を拡大する機能、文字や背景色を変更する機能、音声読み上げ機能等、視覚が弱い者が利用しやすい機能を実装すること。
- (47) 外国人がホームページから情報を閲覧できるよう、英語・中国語（繁体・簡体）・韓国語等の自動翻訳システムに対応すること。ダウンロードやプラグインの必要なく簡単な操作で利用できること。

## 第 15 条（コンテンツ移行）

- (48) 移行作業の最適な方法、スケジュール、役割分担等を記した「コンテンツ移行計画書」を作成し、提示すること。
- (49) カテゴリページ・サイトマップ等の CMS で自動的に作成されるコンテンツを除き、再構築範囲のコンテンツは受注者が移行すること。
- (50) 移行後のページは CMS を用いて修正・公開・削除作業が行えること。
- (51) ページに添付されている PDF 等のファイル、画像についても移行すること。
- (52) 移行する際、アクセシビリティ上の問題が生じた場合は、アクセシビリティガイドラインに基づき受注者で修正すること。
- (53) 各ブラウザ（Google Chrome、Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Safari）の最新版で適切に表示されるかどうかを確認すること。
- (54) コンテンツ移行後、適切に移行されているか検証を行い、「移行報告書」を作成・提出すること。本町の検証において不備が発覚した場合は受注者にて修正対応すること。

## 第 16 条（稼働テスト）

導入されたシステムが業務で使用できるかどうかの検証のため、テスト環境下に本番と同等の環境を構築し、総合試験を実施すること。試験結果は報告書としてまとめ、発注者に提出すること。

# 第 6 章 CMS に関する要件

---

## 第 17 条（システム基本構成）

CMS を利用するユーザー、カテゴリ名及び階層構造、本町組織情報、ページ生成用のテンプレート

を構築及び設定すること。なお、CMS に求める機能は「別紙1 CMS 機能要件一覧」に示す。

- (55) 全ての機器を庁舎内に設置せず、データセンターを利用したASP/SaaS方式とし、機器・ネットワーク回線等の維持管理の一切を受注者が行うものとする。
- (56) 運用に関する問い合わせ窓口、障害受付窓口を用意すること。
- (57) システムのバージョンアップや機能追加に対応できる拡張性をもたせること。
- (58) 構築にあたっては十分なセキュリティ対策を講じること。サイト内の全ページにおいて常時SSL化に対応すること。なお、SSL証明書の更新手続きについては受注者が責任をもって行うこと。

## 第18条（ウェブページの形式）

作成・更新・削除したホームページの内容はおおむね5分以内に反映できるような仕組みを取る。時間差もしくは定期反映になる場合はその旨を提案書に明記すること。

## 第19条（動作環境）

- (59) 庁内のインターネット端末によるブラウザのみで利用可能で、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムであること。
- (60) 推奨動作環境
  - ◆ OS：Windows 11以降、macOS 最新版
  - ◆ ブラウザ：Google Chrome 最新版、Microsoft Edge 最新版
  - ◆ 閲覧者向け：iOS・iPadOS・macOS・Windows・Android 対応
  - ◆ 閲覧者向けブラウザ：Microsoft Edge・Google Chrome・Mozilla Firefox・Safari の各最新版
- (61) システムにおけるデータの送受信は適切な暗号化通信（SSL/TLS）に対応していること。

## 第20条（ネットワーク）

災害時等緊急の場合については、本町庁舎外の場所からウェブサイトの更新が可能となる仕組みを構築すること。

## 第21条（管理用アカウント）

- (62) 発注者が利用できるアカウントは、特別な権限を持つ「管理者用」と特別な権限のない「一般用」であること。
- (63) 一般用アカウントは、各部署の職員が利用できるよう複数個利用できること。
- (64) 部署・役職ごとに閲覧・編集・承認権限を設定できること。
- (65) 複数段階の承認ワークフローを設定できること。

## 第22条（データセンター）

本業務におけるサービスは、下記の要件を満たしたデータセンターから提供すること。

- (66) 利用ログやコンテンツデータなどのアプリケーションデータは日本国内のデータセンターで管理されること。
- (67) データセンターにおいては、品質マネジメントシステム認証（ISO 9001）、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）又はプライバシーマークの認証を受けていること。
- (68) CMS に保有しているデータはバックアップデータを取得し、緊急時はデータを復元できること。
- (69) Web サーバーは、ホームページがダウンしないよう対策を施すこと。想定以上の事態によりダウンした場合、すぐに直近の状態に復旧できるよう対応すること。
- (70) IPアドレスにより接続元の制限ができること。

## 第7章 生成AI連動型チャットボットに関する要件

---

### 第23条 (概要)

生成AI (Large Language Models : LLM) を活用した自動会話プログラムをホームページ上に設置し、閉庁日や夜間を含め原則24時間365日運用する。Webサイト全体をAIのインターフェースとして機能させ、訪問者の自然言語による質問に対して最適なページへ誘導するとともに、AIによる内容の要約及び継続的な対話を可能とする。

### 第24条 (システム要件)

- (71) 利用対象者の範囲：木古内町民及び本町ホームページを訪れる国内外の観光客等を想定する。
- (72) サービス形態：インターネット経由でサービスを提供するASP・SaaS等のクラウドサービスであり、利用ログやQAデータなどのアプリケーションデータは日本国内のデータセンターで管理されること。
- (73) 利用時間：原則として24時間365日利用が可能であること。サービス品質の向上・維持のために必要なメンテナンス等に伴う一時的なサービス利用停止時間が発生する場合は、事前に発注者に対して通知するものとする。
- (74) 対応OS及びブラウザ：パソコン、タブレット及びスマートフォン等の端末で使用できること。iOS・iPadOS・macOS・Windows・Androidで使用でき、主要ブラウザの最新版で利用可能であること。

### 第25条 (利用者向け機能要件)

#### (1) 対話機能

- (75) 利用者が質問した内容に対し、テキスト対話形式で回答が可能であること。
- (76) 自然言語処理等によりベクトル検索 (セマンティック検索) 及びキーワード検索を行い、木古内町ホームページ及び発注者が指定した複数のホームページの内容を元に、大規模言語モデル (LLM) 等を活用したRAG (Retrieval-Augmented Generation) 方式で回答することができること。
- (77) 不適切な回答がなされないように、プロンプト・インジェクション攻撃対策等の適切な処置をすること。
- (78) 情報元に回答できる情報がない場合、または回答の精度が一定水準を下回る場合には、回答できる情報がない旨と共に、本町の代表電話番号等を案内することができること。
- (79) 回答の参照元ページ (URL・タイトル) を明示できること。
- (80) 回答に応じて関連質問 (例：対象者、申請方法、期限等) を自動提示できること。
- (81) 複数ターンの会話を保持し、文脈に応じた回答が可能であること。
- (82) 手続きの流れをステップ形式で案内できること。

#### (2) 多言語対応

利用者の端末の言語を判断し、英語・中国語 (繁体字・簡体字) ・韓国語等の複数の言語に自動翻訳して問い合わせに回答すること。

#### (3) CMS連携・緊急時対応

- (83) CMS更新情報をリアルタイムまたは定期的に反映できること。
- (84) 災害時は緊急情報を優先的に回答すること。

### 第26条 (管理者向け機能要件)

#### (1) データ分析

- (85) 利用者の質問内容が確認できること。

- (86) 回答できなかった質問内容が確認できること。
- (87) 質問内容の統計を行い分析ができること。

## (2) チューニング

- (88) 回答の精度が不十分であった場合、受注者側で AI の回答をチューニングできる機能があること。
- (89) FAQ 追加・修正により回答精度を向上できる学習機能を有すること。

## (3) セキュリティ

- (90) 発注者の管理者機能からデータセンターへの通信は、IP アドレス制限が可能であること。
- (91) 短時間に多くのアクセスがあった場合に、回答速度等の品質や費用等への影響を制御できる機能（一時停止等の仕組み等）があること。
- (92) プロンプト・インジェクション攻撃により、チャットボットの正常な動作が妨げられないこと。
- (93) 個人情報保護・不適切回答抑制機能を有すること。

# 第 8 章 運用・保守に関する要件

---

## 第 27 条（基本要件）

- (94) 公開するホームページ及び CMS は、24 時間 365 日の稼働を原則とし、稼働率 99.9%以上を確保すること。ハードウェア障害の早期発見・予防に努めること。
- (95) システムの安定的運用を図るため、ソフトウェア、設備・機器、セキュリティに関して定期的な保守を行うこと。
- (96) ソフトウェアに対して、OS などのパッチ適用・適宜バージョンアップを行うこと。
- (97) ソフトウェアやコンテンツ等に脆弱性が発見された場合は、パッチを適用するなどのセキュリティ対策を行うこと。
- (98) リニューアル後も改善提案を随時行うこと。

## 第 28 条（システム監視）

- (99) システム監視ツールを活用して稼働監視を実施し、システムの可用性を確保すること。
- (100) 異常発生時には、障害時対応マニュアルに基づき迅速に対応し、障害の局所化、システム停止の回避や停止時間の最短化に努めること。
- (101) サーバー及び運用管理端末のコンピュータウィルス対策や不正アクセス等のチェックを常実施するなど、万全なセキュリティ管理を行うこと。
- (102) 不正侵入・障害を検知した場合は、速やかに本町へ報告し、対策を講じること。
- (103) 障害時の早期回復のため、1 日 1 回以上バックアップを行うこと。バックアップデータは日次 3 世代以上管理すること。
- (104) 計画停止の際は、やむを得ない場合を除き、おおむね 1 週間前までに本町へ連絡すること。

## 第 29 条（障害対応）

- (105) 障害に対して、予防・発生時の迅速な処理手順・再発防止のための方策等について障害管理計画を作成し、安定的な稼働管理を行うこと。
- (106) 障害が発生した場合は、本町に速やかに連絡するとともに、直ちに状況の把握を行い、障害復旧を行うこと。
- (107) 障害発生から復旧完了まで（初動対応・復旧目標時間）のプロセスを明示すること。

## 第 30 条（保守及び問い合わせ対応）

- (108) 受付時間：休日・祝日及び休業日を除く月曜日から金曜日の午前 10 時から午後 5 時まで。

- (109) 緊急時以外は電子メールでの対応とすること。
- (110) 受付時間外の緊急時の連絡体制を提示すること。
- (111) 操作方法等に対する助言・技術的な問い合わせ及び相談に対応すること。

## 第9章 セキュリティ要件

---

### 第31条 (情報セキュリティ)

- (112) SSL/TLS 暗号化通信、WAF (Web アプリケーションファイアウォール)、不正アクセス防止、IP 制限等を実装すること。
- (113) 定期的な脆弱性診断、セキュリティパッチ適用を実施すること。
- (114) 短時間に多くのアクセスがあった場合 (DDoS 攻撃等) に対応できる負荷分散機能を有すること。
- (115) サーバーはウィルス感染等を防止するためのアンチウィルスソフトを導入すること。
- (116) 情報漏えい対策を十分に講じること。
- (117) 異常または障害が発見された際には、直ちに本町へ連絡すること。
- (118) SQL インジェクション・クロスサイトスクリプティング等の既知の脆弱性がないこと。OS やアプリケーションにセキュリティホール等の脆弱性が発見された場合、早急にセキュリティパッチを適用すること。
- (119) 「個人情報保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)」を遵守すること。

### 第32条 (データ保護)

- (120) 当該契約の終了後又は契約解除後において、発注者がアップロードしたデータ等の廃棄を要求した場合は、受注者は速やかに廃棄すること。また、発注者から特段の要求がない場合であっても、当該契約終了後又は契約解除後 30 日以内にデータ等の削除を行うこと。
- (121) 受注者は業務を通じて知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。契約終了後もこの義務は継続するものとする。

## 第10章 提出書類・成果物

---

### 第33条 (成果物)

受注者は、以下の成果物を電子データで提出すること。

#### (1) マニュアル類

- (122) CMS 操作マニュアル
- (123) AI チャットボット操作マニュアル
- (124) 緊急時 (災害モード) 操作手順書

#### (2) 設計書類

- (125) コンテンツ移行計画書
- (126) 移行報告書
- (127) アクセシビリティ試験結果報告書 (miChecker 使用)
- (128) 稼働テスト報告書

#### (3) その他

- (129) 操作研修会で使用した資料
- (130) その他、発注者と協議のうえ必要と判断した成果物

## 第 11 章 職員研修

### 第 34 条 (CMS 及び AI チャットボット操作研修)

受注者は、発注者の職員向けに操作研修会を以下の要件により実施すること。

- (131) 研修内容：CMS 及び AI チャットボットの概要説明と操作研修（ページ作成・編集・公開・承認フロー・緊急時操作等を含む）
- (132) 実施回数及び時間：1 回あたり 2 時間程度の研修を 3 回実施。
- (133) 研修場所：オンラインでの操作研修とする（Zoom 又は Microsoft Teams を使用）。
- (134) 研修内容や開催時期は発注者と協議のうえ決定すること。
- (135) 研修資料は受注者がデータで準備すること。研修に必要な機材（パソコン、プロジェクター等）は発注者が準備する。

## 第 12 章 スケジュール

本業務におけるスケジュールは下記を想定しており、具体的な日程については発注者と協議のうえ決定すること。

フェーズ	期間	主な作業内容
要件定義・設計	令和 8 年 5 月～6 月	現状分析・課題整理、情報アーキテクチャ (IA) 設計、デザイン方針確定、プロジェクト計画策定
デザイン制作	令和 8 年 7 月	トップページ・各種ページデザイン案作成、アクセシビリティ確認、デザイン承認
開発・構築	令和 8 年 8 月～10 月	CMS システム構築、テンプレート開発、AI チャットボット実装、機能開発
コンテンツ移行	令和 8 年 10 月～11 月	既存コンテンツ移行作業、PDF・画像ファイル移行、URL 設定・リダイレクト設定
テスト・検証	令和 8 年 12 月～令和 9 年 1 月	動作検証、アクセシビリティ検証 (miChecker)、クロスブラウザ確認、修正対応
リハーサル・研修	令和 9 年 2 月	職員向け CMS 操作研修 (オンライン)、切替リハーサル、最終確認
本リリース	令和 9 年 3 月 1 日	本番公開、初期集中サポート体制強化、公開後動作確認
運用保守開始	令和 9 年 3 月 1 日～3 月 31 日	本リリース後の運用保守、問い合わせ対応、初期不具合対応

※上記スケジュールは変更が生じる場合がある。スケジュール変更の必要が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。

## 第 13 章 その他

### 第 35 条 (協議事項)

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議をして定めるものとする。

### 第 36 条 (法令遵守)

本業務の実施にあたっては、個人情報保護に関する法律、著作権法、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他の関係法令を遵守すること。

### 第 37 条（契約後の変更対応）

契約締結後に、国等より地方自治体のホームページ等の運用について変更があった場合は、その運用を満たすよう柔軟に対応すること。契約金額内での対応が困難な場合は別途協議を行うものとする。

## 別紙 1 CMS 機能要件一覧

---

### 【記入要領】

- 参加申請時において CMS が下記の要件を満たす機能を有し（パッケージ標準機能）、対応可能な場合は「○」を記載すること。
- 参加申請時において CMS が下記の要件を満たす機能を有しておらず、新たに開発を行う対応（カスタマイズ対応）、別途費用が発生する対応（オプション対応）、保守での対応、その他代替案での対応は「△」を記載し、備考欄に詳細（実現方法や費用など）を記載すること。
- 対応不可の場合は「×」を記載し、理由を備考欄に記載すること。
- 必須項目は絶対要件であり、本業務の委託費用内で実現可能であること。推奨項目は加点項目とする。